



近畿税理士会 泉大津支部だより

発行 令和3年8月25日

3年夏号

No. 46

発行 / 近畿税理士会泉大津支部 支部長 高岩 弘至
事務局 泉大津市二田町1丁目11-15 オークハイツⅢ301号
編集委員 / 中島 浩・岩間新吾・山口秀美・松本直哉・奥西俊伸・高橋英晴

『花手水 (はなちょうず)』
(東福寺塔頭 勝林寺)



『祇園祭 神輿渡御』(八坂神社)



<写真: 山口 秀美 先生>

【3年夏号 主な内容】

- | | | | |
|----|-----------------------------|-------------------|---------------------------------------|
| 1面 | 写真『京都』 | 6面 | 寄稿『トライアスロン参戦記』 |
| 2面 | 高岩支部長あいさつ
泉大津税務署長あいさつ | 寄稿『租税教室に行って参りました』 | |
| 3面 | 泉大津支部役員紹介 | 8面 | 会員の異動、
最新研修ビデオの紹介、
原稿・写真募集、編集後記 |
| 4面 | 第45回誌上研修
『インボイス制度導入について』 | | |



ごあいさつ

支部長 高岩 弘至

拝啓 新涼の候ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は支部の会務運営に対し、深いご理解と格別のご支援、ご協力を賜り心より厚く御礼申し上げます。

去る6月3日に開催しました第41回泉大津支部定期総会におきまして、再び支部長を拝命いたしました。どうか、引き続きご理解とご協力のほどよろしく申し上げます。

さて、1期目は新型コロナに振り回され、前例のない事態のなか支部事業を中止、変更の判断をせざるをえない状況に追い込まれ多大なご迷惑をおかけしました。今後については、各委員会とも、国等の感染症対策の指針に従い、予防策を行い皆様の安全を最優先に考えながら開催可能な事業について協議検討を引き続き行ってまいりたいと思います。活動の準備は常に心がけたいと思いますので何卒ご理解賜りたいと思います。

今後、ワクチン接種者の増加によりコロナ環境はどう変化していくのか見当もつきませんが、すでに、日本経済はテレワーク拡大による働き方改革と多様化による人事制度の変更、そしてデジタル化の加速に伴う技術開発や新サービス・新市場の拡大など構造変革が起こっています。これに伴い、税理士にも業務環境や納税環境の電子化が叫ばれ、その変化はどんどん進んでいくと思われまふ。この変化に対応するために出来る限りのサポートもしてまいりたいと思います。

今年の10月からは令和5年10月導入の適格請求書(インボイス)方式のための適格請求書発行事業者の登録申請が始まります。特に免税事業者の登録申請にあたっては、我々税理士の慎重な判断とアドバイスが求められることとなります。信頼される税理士として、高度な知識と経験を兼ね備えた専門的職業人として社会にアピールし期待に応える絶好の機会だと思ひます。

結びに、泉大津支部会員皆様のご健勝ご多幸、ますますのご発展をお祈り申し上げます。



着任のご挨拶

泉大津税務署長 加藤 浩

残暑の候、近畿税理士会泉大津支部の会員の皆様方におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。この度の定期人事異動により泉大津税務署長を拝命しました加藤でございます。

支部先生方の御指導のおかげをもちまして、泉大津税務署管内における納税道義は、非常に高い水準にあると聞いており、この地で勤務できますことを大変うれしく光栄に思っております。微力ではございますが、与えられた職責を果たすべく、全力を尽くす所存ですので、前任の溝淵署長同様に、温かい御支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済活動のICT化やグローバル化の進展に加え、新型コロナウイルスの影響による前例のない状況が続いております。

税務署としては、このような環境の変化に柔軟に対応しつつ、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たしていく必要がありますが、そのためには、これまでも増して、納税者サービスの充実に努めるとともに、適正・公平な課税・徴収を行うことにより納税者の皆様方の負託に応え、税務署に対する理解と信頼を得るといった認識が必要であると考えております。

どうか今後とも、税務行政の良き理解者として、引き続き、確定申告期における無料税務相談や諸団体等の税務相談への対応と併せて、e-Tax 申告や電子納税等のICTの利用拡大についても、多大なる御支援と御協力を賜りますよう、よろしく御願ひ申し上げます。

最後になりましたが、近畿税理士会泉大津支部の今後ますますの御発展と会員の皆様方の御健勝並びに御事業の御繁栄を祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。



泉大津支部役員紹介

<支部長>



高岩 弘至

<副支部長>



笠井 慎五
総務
綱紀監察



森福 清和
税務支援
業務対策



中島 浩
広報
租税教育



真奥 隆
研修
情報化



小西 儀孝
厚生
会計

<幹事>



岩間 新吾
広報
厚生



山口 秀美
広報
税務支援



大西 博己
厚生
税務支援



永谷 博子
情報化
研修



松本 直哉
研修
広報



根尾 玲子
総務
厚生



杉本あすか
研修
租税教育



櫻井 善章
業務対策
研修



森永 正樹
研修
租税教育



露口 和夫
総務
研修



中塚 高志
研修
税務支援



馬場崎 淳
研修
租税教育



奥西 俊伸
業務対策
広報



高橋 英晴
総務
広報

<監事>



原 正人



赤坂 俊次



第 45 回誌上研修

『インボイス制度導入について』

研修委員 森永 正樹

1. インボイス制度とは

2019年10月1日、飲食料品などに軽減税率が導入され、それまで単一税率だった消費税が軽減税率8%と標準税率10%の複数税率になりました。

この複数税率制度下における納税を適切に行うために「インボイス制度」という新しい仕組みが2023年10月1日から導入されます。

「インボイス」とは「消費税法において認められた請求書」といった意味を持ち、正確には「適格請求書」という名前がついています。

2. 免税事業者への影響

消費税法では小規模事業者の業務負担などを考慮して、基準期間の課税売上高が1千万円以下の事業者については免税事業者として消費税の納税義務が免除されています。

しかし、今回のインボイス制度は仕入税額控除方法の変更であるため、免税事業者にも影響が生じてきます。新しいインボイス制度による最大の変更点は、「免税事業者からの仕入れについては、原則として仕入れ税額控除ができなくなる」点にあります。

インボイス制度では、あらかじめ課税事業者として登録した「適格請求書発行事業者」しかインボイスを発行できないようになっています。

3. インボイスを発行するには

まず、インボイスの発行を考えている事業者は、事前に税務署に申請を行って適格請求書発行事業者として登録される必要があります。

適格請求書発行事業者の登録申請受付は、2021年10月1日から開始されますが、適格請求書発行事業者は消費税の課税事業者であることが前提になるため、免税事業者のまま登録することはできません。

4. インボイスの記載事項

適格請求書発行事業者が発行するインボイスの記載事項には、新たに次の2つが必修記載事項になりました。

- ・適格請求書発行事業者の登録番号
- ・適用税率および税率ごとに区分した消費税額

5. 簡易版インボイス（適格簡易請求書）

不特定かつ多数の顧客を相手にする業種では、インボイス発行の都度、発行先の氏名または名称を確認することが困難です。

そこで、小売業・飲食店業・写真業・旅行業・タクシー業などについては、発行先の名称の記載を省略した適格簡易請求書の発行が認められます。



6. 仕入税額控除の要件

仕入税額控除を行う場合には、一定の事項が記載された帳簿および適格請求書発行事業者が発行したインボイスの保存が要件になります。

免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者からの仕入れについては、原則として仕入税額控除の対象になりません。現在3万円未満の課税仕入れについては、請求書がなくても帳簿の記載だけで仕入税額控除を認める規定があります。

しかし、インボイス制度導入後はこの規定が廃止され、原則としてインボイスが必要になります。

7. 税額計算

消費税申告時の税額計算方法は、課税期間中の税率ごとの税込価額の合計額に110分の100（標準税率の場合）を乗じて一括して課税標準額を算出する「割戻し計算」と、取引ごとの消費税額を合計する「積上げ計算」の2種類が認められていました。

インボイス制度導入後も上記2種類の計算方法は選択可能ですが、売上税額の計算に「積上げ計算」を選択した場合には、仕入税額の計算も「積上げ計算」を選択しなければなりません。



参考文献

「弥報 Magazine 2021年7月号」

保険事業

- 全国税理士共済会**
～暮らしと事業の安心保険、充実したプランで関与先を応援～
VIP大返総合保障制度
～少子高齢化時代の公的年金を補完。豊かなエルダリーライフを実現～
全税共年金
- 近畿税理士企業共済会**
～企業の健全な発展のため～
総合事業保障プラン

その他

団体所得補償保険、新・団体医療保険、自動車保険
火災保険、ゴルフ保険

積立年金事業

～税理士及びその従業員が加入できる拠出型企業年金保険～
版権積立年金制度 ※満71歳まで加入できます。

共済制度

～個人事業主または会社役員等の退職金にそなえる～
小規模企業共済制度
～中小企業の進捗制度にそなえる～
経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)
～従業員のリバウンドにそなえる～
中退共済制度(中小企業退職金共済制度)

あっせん事業

～多方面にわたる専業連携。組合員特典を是非ご活用ください～
税理士業務 / 不動産 / クレジットカード / ローン /
健康(FBI検診など) / レクリエーション(旅行・観劇・ゴルフなど) /
その他(生活雑貨、衣料品、ホームセンターなど)
※一部WEB販売(書籍、電化製品など)

 **大阪・奈良税理士協同組合**

TEL 06-6941-6888 / FAX 06-6947-2800



トライアスロン参戦記

松本 直哉

7月18日梅雨明け後の真夏日に、赤穂海浜公園で行われたトライアスロンに参加しました。私が参加した競技の距離は、スイム1.5km、バイク40km、ラン10kmです。すべて公園内の周回コースで、スイムは公園内のため池で行います。その池はものすごく汚いのですが、東京オリンピックでトライアスロンの会場になっているお台場よりはマシなようです。

トライアスロンの大会の魅力は、自然の海を泳ぎ、信号を気にせず公道を走れる所にありますが、昨年、今年と軒並み魅力的な大会が中止になりましたので、日頃のトレーニングの成果を出すためのやむなくの参加です。

さて、大会当日ですが、朝起きてみるとちょっと二日酔いで頭が痛いのです。昨夜、テンションが上がって家で飲みすぎたようです。そこそこトレーニングも積んできてタイムを縮めることを目標としていたので、猛反省です。13時スタートなので熱中症対策をしっかり考えていたのに、完走することを目標に切り替えました。

これまでの大会では、ウォームアップをして心拍数を上げるのですが、スタートギリギリまで回復に専念するため休んでいました。スタート数分後、胃がむかついたのでちょっとペースダウンすると、スイム中盤には通常のしんどさに戻ってきました。スイムは去年よりも30秒程短縮できました。なんとか、体調は回復し次のバイクに臨めそうです。今年に入ってバイクを中心に練習してきたので、バイクも1分半ほど去年より短縮できました。最後のランは、バイクに練習時間を割いていた分、昨年より遅くなりましたが、トータルとしては速くなっていたので練習の成果は出せました。

自分の失態に呆れますが、コロナ感染症第5波で9月に予定していた大会も中止になりましたので、来年にむけて鍛え上げていきたいと思えます。



租税教室に行って参りました。

西辻 茂樹

令和3年1月15日に税理士会の支援事業の一環として泉大津支部管轄の和泉市立いぶき野小学校に、租税教室の派遣講師として授業に行って参りました。

当日の授業は私と森永先生の2人で6年生4クラスを2限目、3限目、それぞれ1クラスずつ担当しました。今回の授業目的は次の2点を児童に『伝える』ことです。

- ・税金を身近に感じてもらい、児童自身も税金を納めているという意識を持ってもらうこと。
- ・多くの人から集められた税金で自分たちの生活が支えられていることを知ってもらうこと。

そのための授業の教材は、泉大津税務署に準備して頂いた「税金ある・なし 人生ゲーム」と日本税理士会連合会作成の租税教育副読本「税って何かな？」を利用しました。

授業の大まかな流れは、導入で自己紹介、税理士の仕事の紹介、その後、今回の目的を伝えるためのツールとして「税金ある・なし 人生ゲーム」を行い、最後にまとめとして「税って何かな？」を使い『伝える』ポイントの確認を行いました。



<入 会>

R3.02.24

藤原 弘光 先生（開業）

登録番号：145315

生年月日：S48.3.14

和泉市室堂町 96 番地の 1

TEL：070-8405-6349

FAX：——

<退 会>

R3.03.20

光安 亮介 先生（業務廃止）

<転 出>

R3.04.05

八田 陽子 先生（堺支部へ）



最新研修DVDの紹介

支部事務局では、研修DVDを整理保管しておりますので、自己研鑽の一助としてご活用ください。
また新着情報につきましては、支部だより等で随時お知らせします。

<全国統一研修会>

- 「新型コロナウイルス感染症と景気後退下における
税務・会計」
- 「税率引上げ後の消費税～現状とこれから～
（新型コロナウイルス感染症関連の措置もふまえて）」
- 「法人税と周辺領域の実務解説」
- 「税理士が知っておきたい民法改正の最新情報
～債権法改正と相続法改正～」
- 「最近の相続税の改正から
～小規模宅地等の特例、配偶者居住権を中心に」



<大阪・奈良税理士協同組合主催>

- 「令和3年度 税制改正の解説」
- <マルチメディア研修（日税連）>
- 「インボイス制度について」
- 「誰もが持つアンコンシャスバイアス（無意識の偏見）
とハラスメント問題の関係を学ぶ」
- 「経済財政の現状と税制の課題ーコロナ時代を
見据えてー」
- <日本税理士会連合会主催>
- 令和2年度中小企業支援に係る研修会
- 第1部「中小企業における廃業・再生支援」
- 第2部「中小企業支援者等の行う事業承継支援」



原稿・写真募集!!

この支部だよりは、支部ホームページでもご覧になれます。アドレス <http://www2.kinzei.or.jp/~izumi/>

広報委員会では常時原稿・写真を募集しております。

寄稿はお気軽に、趣味・エッセイ・業務に関すること・日頃の疑問等、テーマはご自由ですので、是非ともご寄稿をお願いいたします。

写真もテーマはご自由に撮影場所等記載のうえお送りください。

なお、印刷上、写真は背景が青空など日中の明るい場所が好ましいです。夜景等は、わかりにくい傾向があります。

また、お送りいただいた原稿・写真は、紙面に限りがあり、掲載できない場合もありますので、その際はご了承ください。

お問い合わせは、泉大津支部事務局まで

TEL：0725-33-7400 / FAX：0725-33-7405

e-mail：izumiootusibu@theia.ocn.ne.jp

編集後記

平素は支部運営にご協力いただきありがとうございます。

令和3年夏号の泉大津支部だよりはいかがでしたか。

新型コロナウイルス感染症の影響により、いろいろなイベントが延期、中止となっているなか、7月23日には東京オリンピックも開催されました。今はまだ支部活動には制限が伴っている状態ですが、はやくコロナ禍が収束し、従来どおりの活動ができるようになってほしいものです。

最後になりましたが、新泉大津税務署長の加藤様をはじめ、今号の発刊にご協力いただきました皆様に御礼申し上げますとともに、会員先生方のご健康とご多幸、ご事業の益々のご繁栄をお祈り申し上げます。

(H.T)

